

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

改正案	現行
<p>（大量保有報告書を提出する必要がない場合）</p> <p>第三条 法第二十七条の二十三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券に係る新株予約権の目的である株式又は新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。第五条第一項第六号及び第九条第二号において同じ。）に係る新投資口予約権（同法第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）の目的である投資口（同条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。第五条第一項第六号において同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）の発行価格の調整のみによって保有株券等の総数が増加する場合</p> <p>（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）</p> <p>第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の</p>	<p>（大量保有報告書を提出する必要がない場合）</p> <p>第三条 法第二十七条の二十三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る新株予約権の目的である株式の発行価格の調整のみによって保有株券等の総数が増加する場合</p> <p>（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）</p> <p>第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の</p>

。 事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一〇九 (略)

十 会社の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第五十六条第一項（同法第六十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

十一 外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下この条において「社債等振替法」という。）第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。）又は社債等に類する権利の管理を行うことを業とする者（以下この号にお

。 事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一〇九 (略)

十 会社の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第五十六条第一項（同法第六十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、金融商品取引業者に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

十一 外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下この条において「社債等振替法」という。）第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。）又は社債等に類する権利の管理を行うことを業とする者（以下この号にお

て「外国社債等管理業者」という。)の直近上位機関(同条第六項に規定する直近上位機関をいう。)が備える振替口座簿の当該外国社債等管理業者の口座(顧客口座(社債等振替法第六十八条第二項第二号(社債等振替法第二百二十七条において準用する場合を含む。)、第二百二十七条の四第二項第二号、第二百二十九条第二項第二号(社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。)、第六百六十五条第二項第二号(社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。))又は第九百九十四条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。)を除く。)に記載され、又は記録されている株券等であつて、当該外国社債等管理業者が顧客からの委託により管理を行うもの(当該外国社債等管理業者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。)

(新株予約権証券等の換算)

第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。

一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当するときは、零とする。

イ・ロ (略)

ハ その募集に際し、当該新株予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者(法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取

て「外国社債等管理業者」という。)の直近上位機関(同条第六項に規定する直近上位機関をいう。)が備える振替口座簿の当該外国社債等管理業者の口座(顧客口座(社債等振替法第六十八条第二項第二号(社債等振替法第二百二十七条において準用する場合を含む。)、第二百二十七条の四第二項第二号、第二百二十九条第二項第二号(社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。)、第六百六十五条第二項第二号又は第九百九十四条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。)を除く。)に記載され、又は記録されている株券等であつて、当該外国社債等管理業者が顧客からの委託により管理を行うもの(当該外国社債等管理業者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。)

(新株予約権証券等の換算)

第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。

一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当するときは、零とする。

イ・ロ (略)

ハ その募集に際し、当該新株予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新株予約権証券の全て(当該新株予約権証券に係る新株予約権が行使されたもの

引業を行う者に限る。)をいう。第六号ハにおいて同じ。)が発行された当該新株予約権証券の全て(当該新株予約権証券に係る新株予約権が行使されたものを除く。)を取得して自己又は第三者が当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

二〇四 (略)

五 投資証券等(令第一条の四第一号に規定する投資証券等をいう。以下同じ。)については、投資口の数

六 新投資口予約権証券等(令第一条の四第二号に規定する新投資口予約権証券等をいう。以下同じ。)については、新投資口予約権等(新投資口予約権及び外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有する権利をいう。以下この項において同じ。)の目的である投資口の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当する新投資口予約権証券については、零とする。

イ 株券等の保有者が投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得したものであること。

ロ 当該新投資口予約権証券の発行の日から投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の二第三号に掲げる期間の末日まで

を除く。)を取得して自己又は第三者が当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

二〇四 (略)

五 投資証券等(令第一条の四第一号に規定する投資証券等をいう。以下同じ。)については、投資口(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人(同条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。)の社員の地位を含む。以下同じ。)の数(新設)

の期間が二月を超えないこと。

ハ その募集に際し、当該新投資口予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新投資口予約権証券の全て（当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

七 対象有価証券カバードワラントについては、次に掲げる当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションに係る対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ〜へ （略）

ト 新投資口予約権証券等 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

八 対象有価証券預託証券については、次に掲げる当該対象有価証券預託証券において表示される権利に係る対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ〜へ （略）

ト 新投資口予約権証券等 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

六 対象有価証券カバードワラントについては、次に掲げる当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションに係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数

イ〜へ （略）

（新設）

七 対象有価証券預託証券については、次に掲げる当該対象有価証券預託証券において表示される権利に係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数

イ〜へ （略）

（新設）

九| 対象有価証券信託受益証券については、次に掲げる当該対象有価証券信託受益証券の受託有価証券である対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ〜へ (略)

ト| 新投資口予約権証券等 当該対象有価証券信託受益証券に表  
示される受益権の内容である新投資口予約権証券等の新投資口  
予約権等の目的である投資口の数

十| 対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対  
象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ〜へ (略)

ト| 新投資口予約権証券等 当該償還を受ける新投資口予約権証  
券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

2 (略)

(変更報告書を提出する必要がない場合)

第九条 法第二十七条の二十五第一項ただし書に規定する内閣府令で  
定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券に係る新株予約権  
の目的である株式又は新投資口予約権証券に係る新投資口予約権  
の目的である投資口の発行価格の調整のみによって保有株券等の  
総数が増加し又は減少する場合

八| 対象有価証券信託受益証券については、次に掲げる当該対象有  
価証券信託受益証券の受託有価証券である対象有価証券の区分に  
応じ、当該各号に掲げる数

イ〜へ (略)

(新設)

九| 対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対  
象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数

イ〜へ (略)

(新設)

2 (略)

(変更報告書を提出する必要がない場合)

第九条 法第二十七条の二十五第一項ただし書に規定する内閣府令で  
定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る新株予約権の目  
的である株式の発行価格の調整のみによって保有株券等の総数が  
増加し又は減少する場合

<p>(重要な事項の変更から除外されるもの等)</p> <p>第九条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 令第十四条の七の二第二項に規定する新株予約権付社債券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 新投資口予約権証券等</p>	<p>(重要な事項の変更から除外されるもの等)</p> <p>第九条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 令第十四条の七の二第二項に規定する新株予約権付社債券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二十二年大蔵省令第三十六号）

改正案				現行			
第一号様式 (略) 第1 (略) 第2【提出者に関する事項】 1【提出者（大量保有者）／1】(8) (1)～(3) (略) (4)【上記提出者の保有株券等の内訳】(12) ①【保有株券等の数】				第一号様式 (略) 第1 (略) 第2【提出者に関する事項】 1【提出者（大量保有者）／1】(8) (1)～(3) (略) (4)【上記提出者の保有株券等の内訳】(12) ①【保有株券等の数】			
	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号		法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)				株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	—	H	新株予約権証券(株)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I	新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J	対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券				株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K	株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券				株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L	株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M	対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N	他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q	合計(株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R			信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S			共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		



保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U

② (略)

(5)～(7) (略)

第3【共同保有者に関する事項】(16)

1【共同保有者/1】(17)

(1) (略)

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		

保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U

② (略)

(5)～(7) (略)

第3【共同保有者に関する事項】(16)

1【共同保有者/1】(17)

(1) (略)

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		

保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U

② (略)

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 (略)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(21)

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		

保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U

② (略)

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 (略)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(21)

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		

<p>保有潜在株券等の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)</p>	<p>U</p>	<p>保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)</p>	<p>U</p>
<p>(2)・(3) (略) (記載上の注意) (1)～(11) (略) (12) 上記提出者の保有株券等の内訳 a 保有株券等の内訳は、その日の取引が全て終了した後に提出者が保有する株券等の状況により記載すること。その場合、株券については株式の数を、投資証券等については投資口の数を、株券及び投資証券等以外のものについては第5条に規定する数を記載すること。ただし、株券以外のものについては、新株予約権又は新投資口予約権の行使又は転換の請求をすることができる期間を経過しているものは、保有する株券等の数には含めないで記載すること。 なお、発行者において株式分割等又は株式併合等を行っており、効力が発生していない場合において、保有株券等の数は権利落日にそれぞれ増加又は減少するものとみなして保有株券等の数を記入することとする。 b～n (略) (13) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況 a～c (略) d 「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を「(4) 上記提出者の保有株券等の内訳」の保有潜在株券等の数と発行済株式等総数の合計で除して得た割合を記載すること。 e・f (略) (14)～(22) (略)</p>		<p>(2)・(3) (略) (記載上の注意) (1)～(11) (略) (12) 上記提出者の保有株券等の内訳 a 保有株券等の内訳は、その日の取引が全て終了した後に提出者が保有する株券等の状況により記載すること。その場合、株券については株式の数を、投資証券等については投資口の数を、株券及び投資証券等以外のものについては第5条に規定する数を記載すること。ただし、株券以外のものについては、新株予約権の行使又は転換の請求をすることができる期間を経過しているものは、保有する株券等の数には含めないで記載すること。 なお、発行者において株式分割等又は株式併合等を行っており、効力が発生していない場合において、保有株券等の数は権利落日にそれぞれ増加又は減少するものとみなして保有株券等の数を記入することとする。 b～n (略) (13) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況 a～c (略) d 「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を「(4) 上記提出者の保有株券等の内訳」の保有潜在株式の数と発行済株式等総数の合計で除して得た割合を記載すること。 e・f (略) (14)～(22) (略)</p>	

改 正 案	現 行
<p>第二号様式 (略) (記載上の注意)</p> <p>この様式は、法第 27 条の 25 第 2 項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合に、第一号様式の「第 2 提出者に関する事項」の「(5) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況」に代えて記載すること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を第一号様式の「第 2 提出者に関する事項」の「(4) 上記提出者の保有株券等の内訳」の<u>保有潜在株券等</u>の数と発行済株式等総数の合計で除して得た割合を記載すること。</p> <p>e～h (略)</p>	<p>第二号様式 (略) (記載上の注意)</p> <p>この様式は、法第 27 条の 25 第 2 項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合に、第一号様式の「第 2 提出者に関する事項」の「(5) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況」に代えて記載すること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 「割合」欄には、「数量」欄に記載した株券等の数量を第一号様式の「第 2 提出者に関する事項」の「(4) 上記提出者の保有株券等の内訳」の<u>保有潜在株式</u>の数と発行済株式等総数の合計で除して得た割合を記載すること。</p> <p>e～h (略)</p>

改正案

現行

第三号様式  
(略)  
第1 (略)  
第2【提出者に関する事項】  
1【提出者(大量保有者) / 1】  
(1) ~ (2) (略)  
(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】  
①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O + P + Q - R - S)	T		

第三号様式  
(略)  
第1 (略)  
第2【提出者に関する事項】  
1【提出者(大量保有者) / 1】  
(1) ~ (2) (略)  
(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】  
①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O + P + Q - R - S)	T		

保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U
--	---

② (略)

(4) (略)

第3【共同保有者に関する事項】

1【共同保有者／1】

(1) (略)

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		

保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U
---	---

② (略)

(4) (略)

第3【共同保有者に関する事項】

1【共同保有者／1】

(1) (略)

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		

保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U
--	---

② (略)

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 (略)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		

保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U
---	---

② (略)

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 (略)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		

<p>保有潜在株券等の数  <math>(A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)</math></p>	<p>U</p>		<p>保有潜在株式の数  <math>(A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)</math></p>	<p>U</p>	
<p>(2)・(3) (略)  (記載上の注意)  (略)</p>		<p>(2)・(3) (略)  (記載上の注意)  (略)</p>			